

徳島県告示第六百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
有限会社谷田屋	徳島市寺島本町東三丁目一五番地五	谷 宣明
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パワーシティ 鳴門

所在地 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜四番地一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町八番八号	遠藤 結蔵
株式会社ジーフット	同 千種区今池三丁目四番一〇号	木下 尚久
株式会社ニシヤマー	香川県高松市塩屋町一番地七	西山 繁義
株式会社宮脇書店	同 丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
九州フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市中区瑞穂区松園町一丁目五〇番地	高山 昭一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社ゲオホールディングス	愛知県名古屋市中区富士見町八番八号	遠藤 結蔵
株式会社ニシヤマー	香川県高松市塩屋町一番地七	西山 繁義
株式会社宮脇書店	同 丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二

九州フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目五	高山 昭一
○番地		

4 変更年月日

令和四年七月三十一日

二 届出年月日

令和四年十月三十一日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課

2 縦覧の期間 令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。